

雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等） 運営等業務仕様書

第1 委託業務名

雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等）運営等業務

第2 趣旨及び目的

尼崎市では、令和7年4月1日現在における在留外国人人口が14,511人で、前年から約10%、2年前からは約20%の増加傾向にあります。このようななか、国内の働き手不足を背景とした入管法等改正による「育成就労制度」が令和9年度から開始されるなど、今後も、適法な在留資格を得て日本に居住する外国籍住民とその家族が増加することを踏まえ、令和7年度からの3年間で重点的に取り組むべき施策を掲げた「多文化共生施策アクションプラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。プランの3本の柱のひとつに「はたらきやすい環境の整備」を掲げ、新たな就労制度への対応や、労働力の確保に向けた市内企業等への支援を強化しているところです。

「雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等）」は、その取組のひとつとして、市内企業の労働力不足解消及び日本で就職を希望する外国人留学生等の就職率の向上を目指すものです。

第3 契約の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第4 委託業務の内容

外国人留学生等を対象とした合同企業説明会等（※合同企業説明会等とは、合同企業説明会や合同就職面接会等の就活イベントを指す。以下同じ。）、企業向け外国人雇用促進セミナー及び合同企業説明会等実施後の企業向け採用等支援にかかる企画・設営・運営一式

1 合同企業説明会等について

(1) 開催時期

令和8年7月から令和8年11月までの間で、外国人留学生の就職活動の動きや他の就活関連イベントの開催状況を把握する中で、最も効果的な時期に1回以上開催すること。

(2) 開催場所

尼崎市または近隣都市で、本事業の目的を達成できる、参加者の利便性を考慮した場所で開催すること。

(3) 参加企業

参加企業数は20社程度とし、参加企業の選定は尼崎市が行う。

(4) 参加対象者（求職者）

対象者は外国人留学生を中心に、市内企業に就職・転職を考える外国人を対象とし、企業ニーズに沿った参加者（目標 150 人以上）を確保するよう努めること。

※「留学生」とは出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 に定める、「留学生」の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、日本の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して日本の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける外国人学生。

※ 留学生以外の外国人材は在学中か既卒者かの把握をすること。

(5) 会場設営等

上記(2)の開催場所において、予定している参加企業数（20 社程度）及び参加者数（目標 150 人以上）を収容でき、かつ企業ブースへの参加者の訪問、誘導が可能なレイアウトを工夫し、企業ブース（システムパネル等）の設営を行うこと（企画提案書にレイアウト図案を必ず記載すること。）。

なお、設営物等の基本的な仕様は以下のとおりとする。

ア 企業ブース

企業ごとに背面に画鋲等で、参加企業のポスター等の掲示物を貼り付けることが可能なシステムパネル等の仕切りを設置すること。また、ブース内には電源、Wi-Fi、テーブル、企業用椅子数脚及び参加者用椅子を用意し、企業の社名看板等を設置すること。

さらに、参加企業が外国人留学生等への魅力発信のために展示物等を多言語化する場合は、可能な範囲でサポートに努めること。

イ 相談等ブース

参加企業及び参加者に対する個別支援として、尼崎市やその他関係機関による相談ブースを設ける予定のため、プライバシーに配慮したブース（例：相談員 1 名に対して相談者が 1 名座り相談）を設置し、相談ブース名看板等を設置すること。なお、ブース数については、尼崎市と協議のうえ決定すること。

令和 7 年度実績：尼崎市及び関係機関の合計 3 ブース

(6) 運営について

円滑かつ安全に遂行できるよう必要な体制やスタッフ等を確保すること。また、参加者が出展企業ブースをスムーズに訪問でき、特定の企業ブースに偏りがでないよう運営方法の工夫や参加者へのアナウンスを行うこと。

また、市が連携する各関係機関とも必要に応じて協議・連携すること。

(7) 参加者（求職者）への広報・宣伝業務

市内企業に転職・就職を考える上記(4)を対象に、集客目標の達成に向けて、受託事業者のもつネットワークやノウハウを活用した効果的な情報発信（広報・宣伝）を行うこと。また、

広報・宣伝媒体の選定にあたっては、参加者の情報収集手段の実態及び生活実態等に応じた訴求効果の高いものとすると共に、受託事業者自身が就活サイト等を運営している場合は、当該媒体において本事業の告知や参加企業の求人情報等の掲載を必ず行うこと。

【参考例】

- ・就職情報サイトによる掲載
- ・SNS（メルマガ、LINEなど）、郵送、電話等によるイベントの告知
- ・公共交通機関等を通じた広告（社内吊り広告）等によるイベントの告知
- ・大学や専門学校等へのチラシでの案内

2 企業向け外国人雇用促進セミナーについて

合同企業説明会等の開催時期も考慮する中で最も効果的な時期に、市内企業（合同企業説明会参加企業以外の企業も含む）に対して外国人雇用の基礎知識、在留資格、育成就労制度などの解説及び外国人雇用後の定着に向けたノウハウの解説を行うセミナーを実施すること。

(1) 実施回数 1回以上

(2) 実施方法 対面型、オンライン等形式は問わない。

3 合同企業説明会等実施後の企業向け採用等支援（アフターフォロー）について

合同企業説明会等実施後、選考から採用に至るまでの過程で生じた参加企業からの疑問や課題に対応するためのアフターフォローを2ヵ月以上実施すること。支援にあたっては、アフターフォローに係る希望調査等を通じて要否の確認及び要望（支援内容）等を確認するとともに、円滑に支援できるよう必要なスタッフを配置し対応すること。

なお、支援内容については、本市と協議のうえ決定すること。

4 参加企業の内定状況の把握について

合同企業説明会実施後から契約締結終了時まで、参加企業の内定状況の把握を行い、適宜尼崎市に報告すること。

第5 事業実施計画書及び実績報告について

- 1 それぞれの事業の実施にあたり、予め事業実施計画書（広報・宣伝業務を含む）を提出し、尼崎市と協議すること。
- 2 各事業の終了後、1週間以内に参加者数及び広報者数等の速報値を報告すること。
- 3 各事業の終了後、30日以内に事業実施報告書を提出するとともに、すべての事業の終了後、30日以内に各事業の相乗効果分析を含む総合実施報告書を提出すること。
- 4 合同企業説明会等については、事業終了後に参加企業及び参加者双方に対し、企業向け外国人雇用促進セミナーについては参加企業に対しアンケート調査を実施し、事業実施報告書と併せて尼崎市に報告すること。

なお、アンケートの内容については、尼崎市と協議の上決定すること。

第6 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

第7 業務実施における連絡・協議

業務実施に際しては、契約締結後、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

第8 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第3者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、本業務の一部について委託する場合は、あらかじめ尼崎市の承認を得なければならない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

第9 留意事項

1 秘密の厳守

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密（個人情報、企業に関する未公表の情報その他本業務の執行上の秘密）について、第三者に漏らし又は本業務の目的以外に使用してはならない。本業務委託期間終了後においても同様とする。

2 損害賠償責任

受託事業者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

3 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

4 成果物に関する事項

尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した作成物にかかる著作権は尼崎市に帰属する。

5 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

6 特記事項

- (1) 事業実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
- (2) 事業実施にあたっては、事前に提案した企画内容を遵守すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。

(4) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

以 上